

報道関係者 各位

令和6年10月31日発表

【照会先】

労働基準部 監督課

監督課長 野村 謙治 (内線 4310)

主任監察監督官 川崎 欣之 (内線 4311)

(代表)092 (411) 4862

(直通)092 (411) 4521

「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

長時間労働や賃金不払残業でお悩みの方、労働条件に疑問のある方はお電話ください。

～11月2日(土)に労働基準監督官が相談に対応します～

福岡労働局では、11月2日(土)に、無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

これは、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向けた取組を行う「過重労働解消キャンペーン」(11月)の一環として実施するものです。この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を当局の労働基準監督官が受け付け、労働基準法や関係法令の規定・考え方の説明や、相談者の意向を踏まえた管轄の労働基準監督署への情報提供、関係機関の紹介など相談内容に合わせたアドバイスを行います。

◎ 「過重労働解消相談ダイヤル」概要

■ フリーダイヤル

なくしましょう

長い残業

0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

- ・携帯電話から無料で利用可能です。
- ・匿名での相談も可能です。

■ 受付日時 11月2日(土) 9:00～17:00

■ 実施場所 福岡合同庁舎新館4階 「労働大会議室」
(福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号)

* 当日は、是非取材をお願いします。詳細は、上記照会先にご連絡ください。

* 当日以降も通常どおり、労働局や労働基準監督署で相談を受け付けております。

(裏面)

「過重労働解消相談ダイヤル」の取材時における留意事項

取材の申込みは、表面「照会先」の福岡労働局労働基準部監督課（電話092-411-4862）までお願いします。

取材に際しては、以下の事項にご留意願います。

- 1 指定された場所以外の立入りはご遠慮ください。
- 2 カメラ撮り、音声録音は可能ですが、個人や企業が特定できるものの撮影・録音はご遠慮ください。
- 3 カメラの位置などについては、職員と調整をお願いします。
- 4 プレス関係者であることを明示するID等の所持をお願いします。
- 5 車で来庁される場合は、事前に職員と調整してください。